

後継ぎ遺贈型信託

妻に先立たれ、長男と次男がいる。
先祖代々引き継いできた土地でアパートを経営しており、これを長男の家系に引き継がせたい。遺言で「長男が亡くなったら、その長男(孫)に相続させる。」と書いても効力はないらしい…。

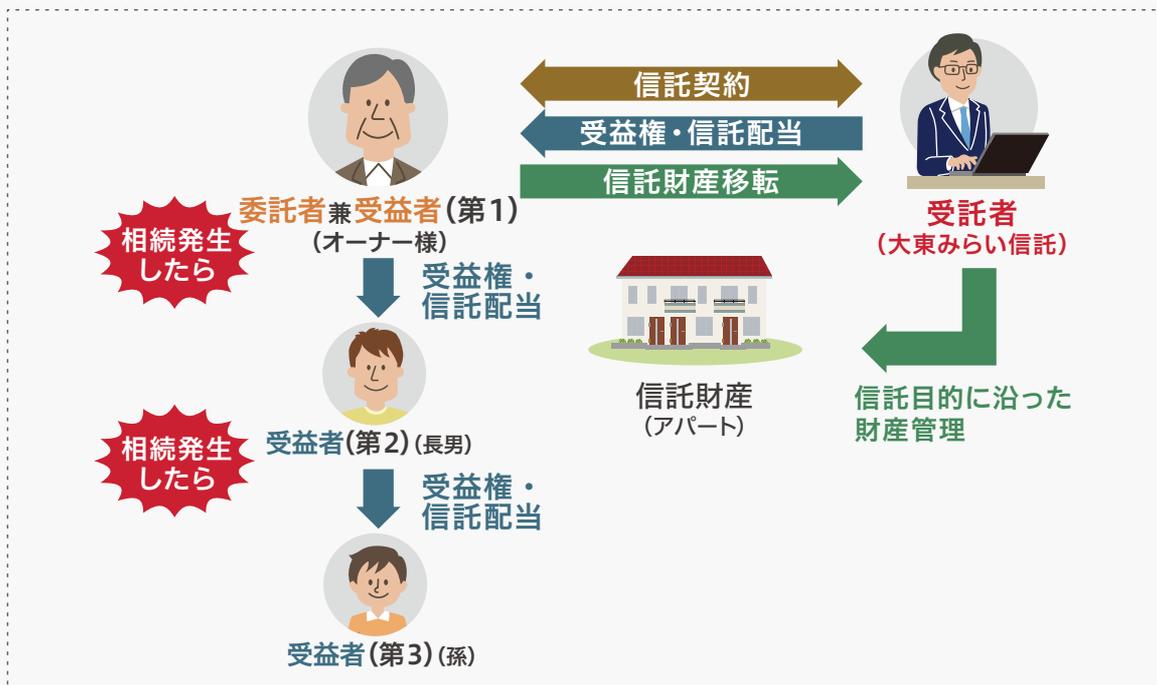


“信託”で悩み解決!



信託では、長男の次の受益者を指定でき、
数代にわたる承継を実現できます。

- アパートを信託し、受益者(第1)であるオーナー様が亡くなった後は長男が次の受益者(第2)に、さらにその後は長男の子(孫)が次の受益者(第3)になるよう、あらかじめ信託契約に定めておきます。
- オーナー様に相続が発生すると、家賃収入などの信託配当を、長男、孫の順で受け取れるようになります。
- 信託のしくみにより、遺言ではできなかった、「後継ぎ遺贈」による数代先までの資産の承継を、オーナー様が指定することができます。(*)



(*)他の法定相続人の遺留分を侵害しないよう配慮が必要です。